

改 正 案

現 行

<p>（金庫の子会社の範囲等） 第十條の五（略）</p> <p>2 法第五十四條の十五第一項第一号口又は第五十四條の十七第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第十九号から第三十四号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十五号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法第五十三條第三項又は法第五十四條第四項に規定する業務（法第五十三條第三項第七号又は法第五十四條第四項第七号に掲げる業務、証券取引法第二條第八項各号に掲げる行為を行う業務、第四号、第五号及び第七号に掲げる業務その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）</p> <p>三の二（略）</p> <p>十の二 特定の販売業者又は役務提供事業者（以下この号において「販売業者等」という。）から商品若しくは権利を購入し、又は役務の提供を受けることができる金額（金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。）以下この号において同じ。）又は数量の情報を、これを利用して商品若しくは権利を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者（以下この号において「利用者」という。）から当</p>	<p>（金庫の子会社の範囲等） 第十條の五（略）</p> <p>2 法第五十四條の十五第一項第一号口又は第五十四條の十七第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第十九号から第三十四号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十五号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法第五十三條第三項各号又は法第五十四條第四項各号に規定する業務（法第五十三條第三項第七号又は法第五十四條第四項第七号に掲げる業務、証券取引法第二條第八項各号に掲げる行為を行う業務、第四号、第五号及び第七号に掲げる業務その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）</p> <p>三の二（略）</p> <p>（新設）</p>
--	---

該金額又は数量に応ずる対価を得て、電気通信回線に接続して
いる自らの使用に係る電子計算機に記録し、又は当該利用者の使用
に係る電子計算機に送信し、当該利用者が当該販売業者等から商
品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けた場合に、これに
応ずる金銭を当該販売業者等に交付する業務

十一～三十六（略）

三～八（略）

（法第五十四条の十六第一項等の規定が適用されないこととなる事
由）

第十条の八 法第五十四条の十六第二項（法第五十四条の十八第三項
において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事由
は、次に掲げる事由とする。

一～九（略）

十 元本の補てんのない信託に係る信託財産以外の財産における議
決権数が基準議決権数以内となる場合における株式又は持分の取
得

十一～三十六（略）

三～八（略）

（法第五十四条の十六第一項等の規定が適用されないこととなる事
由）

第十条の八 法第五十四条の十六第二項（法第五十四条の十八第三項
において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事由
は、次に掲げる事由とする。

一～九（略）

十 元本の補てんのない信託に係る信託財産としての株式又は持分
の所有